

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部

電力産業・市場室 パブリックコメント担当 御中

「電気事業法施行規則」等の一部改正に対する意見

[氏名]	株式会社生活クラブエナジー 代表取締役 半澤彰浩 (担当:浜田)
[住所]	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-6-9 人形町大内ビル 3F
[TEL]	03-5643-0370
[FAX]	03-6273-8311
[メール]	sce@scenergy.co.jp
[意見]	<p>【該当箇所】 第五節の二 賠償負担金の回収等および第五節の三 廃炉円滑化負担金の回収等の改正</p> <p>【意見】</p> <p>1. 原子力発電に関する賠償費用および廃炉費用を託送料金を通じて回収することに反対します 原子力発電に係る費用はすべて原子力発電所を所有する電力会社が負担すべきです。原子力発電に限らずあらゆる発電所の建設・稼働・解体にかかるコストは全てその発電事業者が担い、事故等で他者への被害が生じた場合も当然のことながら発電事業者が保証する責任を負うのが基本です。一方で電力会社はそれに相応する対価を発電事業者に支払い、需要家に電気を販売する際の電気料金のコストに乗せます。今回のように原子力発電所の廃炉費用を託送料金に上乘せするという事は、原子力発電とは関係のない他の小売事業者にもその費用負担を強いるものとなり、原子力発電という特定の発電方法を不当に優遇する措置に他なりません。</p> <p>また電気料金の 1/3 程を占める託送料金は、新規参入の小売事業者にとっては、自らの努力では削減できない「固定費用」となり、この割合が高くなることは不利となります。昨年からようやく始まった電力小売全面自由化が、このような形で衰退していくことは、事業者サイドの経営問題に留まらず、消費者の選択の幅を狭めることにもつながり、電力自由化の理念に反するものと捉えます。</p> <p>東京電力福島第一原発事故については、東京電力の責任が問われないままに「国民負担」の方法が議論されていることは本末転倒です。費用負担について経済産業省令だけで決めるのではなく、国会で議論すべき問題です。また、「事故に備えて積み立てておくべきだった過去分」という考え方は非合理であり、常識的には考えられません。</p>
	<p>2. 託送料金は「送配電ネットワークに関する費用」に限定し、原価の内訳を明確にするべきです 送電網は、社会的なインフラであり、その利用・運用は公正・中立であるべきです。特定の電力会社のために、廃炉費用など直接送電に関係ない費用を計上すべきではありません。あわせて、その原価の内訳については公開して透明性を高めていくことを求めます。</p> <p>東京電力福島第一原発事故の事故処理費用について、「送配電部門の合理化分(利益)」が出た場合には、託送料金を値下げすべきであり、廃炉費用に充てることは電力システム改革の趣旨に反し不相当です。通常炉の廃炉についても、廃炉は事業者責任で行うのが原則と考えます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>